

社会保険労務士

ALL たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832

柏市北柏3-5-4日暮ビル6F

電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284

e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp雇用均等基本調査にみる
「女性管理職」登用の実態◆厚生省が実施する「雇用均
等基本調査」

「雇用均等基本調査」は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に、厚生労働省が実施しています。

平成 27 年度の調査では、全国の企業と事業所を対象に「管理職に占める女性の割合」や「育児休業制度の利用状況」などについて、昨年 10 月 1 日現在の状況がまとめられています。

ここでは「女性管理職」についてスポットを当ててみます。

◆企業調査の結果から

(1) 女性管理職を有する企業の割合

課長相当職以上の女性管理職（役員を含む。以下同）を有する企業の割合は 59.1%（平成 25 年度調査では 51.4%）、係長相当職以上の女性管理職を有する企業割合は 65.9%（同 59.2%）で、役職

別にみると、部長相当職は 9.6%（同 9.2%）、課長相当職は 17.4%（同 16.8%）、係長相当職は 20.1%（同 21.5%）となっています。

企業規模別にみると、おおむね規模が大きくなるほど各役職とも女性管理職を有する企業割合が高くなり、5,000 人以上規模では部長相当職が 61.0%（同 63.5%）、課長相当職が 89.7%（同 93.5%）、1,000～4,999 人規模では部長相当職が 37.5%（同 35.9%）、課長相当職が 67.5%（同 70.6%）との結果になっています。

(2) 管理職に占める女性の割合

課長相当職以上の管理職に占める女性割合は 11.9%（平成 25 年度調査では 9.1%）で、前回調査に比べ 2.8 ポイント上昇しており、係長相当職以上の割合は 12.8%（同 10.8%）で、同じく 2.0 ポイント上昇しています。

役職別にみると、部長相当職では 5.8%（同 4.9%）、課長相当職では 8.4%（同 6.9%）、係長相当職では 14.7%（同 13.8%）といずれ

も前回調査から上昇しています。

なお、課長相当職以上の女性管理職割合を産業別にみると、「医療・福祉」（46.7%）、「生活関連サービス業・娯楽業」（28.0%）、「宿泊業・飲食サービス業」（25.1%）の順で高くなっています。

◆「女性活躍推進法」が施行

女性活躍推進法が施行され、企業は女性が活躍できる職場をどのようにつくっていくのかを考え、具体的な取り組みを進めていくことが求められています。

夏場における
職場のエアコン使用と適切な設定温度

◆猛暑とエアコン等の使用

8 月に入り、毎日暑い日が続いています。この時期になると、どうしても必要になるのが空調機器（エアコン等）の使用です。「エアコン病」「冷房病」「クーラー病」などと言われるように、夏のエアコン等の使用によって体調不良を

訴える人も少なからずいるようです。

職場でも、快適に業務を行うためにエアコン等の使用は欠かせないものですが、社員皆が快適に過ごせるように適温を維持するのはなかなか難しいものです。

◆設定温度を「28℃」としているところが多い

三菱電機ビルテクノサービス株式会社が、オフィスで働く20代～60代以上のビジネスパーソン（男女）1,000名を対象に実施した、夏のオフィスにおける空調機器（エアコン等）に関する意識や実態についてのアンケート調査によると、7割以上のオフィスで冷房の設定温度が決まっていることがわかりました。

設定温度は28℃（28.2%）が最多、次いで26℃（18.4%）、27℃（16.6%）となっています。

節電が叫ばれていることから推奨温度の28℃に設定しているオフィスが多いようです。

◆女性は「寒い」と思っている人が6割

よく「女性は寒がりだ」などと言われますが、上記の調査では、オフィスの冷房設定を「寒い」と感じる女性は60.0%、男性は36.2%という結果となったそうです。男性でも、「暑い」と感じる人（34.8%）よりも「寒い」と感じる人のほうが若干上回り

ました。

体感温度には個人差もありますが、多くの人が共同で過ごす場での適切な温度管理はとても難しいことがわかります。

◆冷房で体調を崩す人も結構多い

上記の調査では夏のオフィスの冷房で「体調不良に結びついたことがある」と回答した人は全体で8割を超えており、性別にかかわらず職場のエアコン等の使用による体調不良を感じている人が多いことがわかりました。

毎年、暑がりの人、寒がりの人が、設定温度をめぐる“攻防戦”を繰り広げる職場も多いでしょう。できるだけ多くの人が快適に過ごせるよう、周囲に配慮しながら夏を乗り切っていきたいものです。

9月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所より一言～

いつも大変お世話になっております。

この度、HPを変更いたしました。

今後随時コンテンツを追加していく予定でございますので、お時間ございましたらご覧ください。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。